

令和 2 年 3 月 13 日
農 政 水 産 部

新型コロナウイルス感染拡大に係る金融面の支援措置について

1 経済変動・伝染病等対策資金（県単資金）の発動

(1) 指定する事象名

新型コロナウイルス感染症による影響

(2) 資金の概要

対 象 者	指定された経済変動（農畜産物の価格低迷等）又は伝染病等（家畜伝染病又は病害虫の蔓延防止措置）により、農業経営の維持安定に支障を来している又は来すおそれのある農業者
資 金 使 途	農業経営の維持安定に要する営農経費 （※生活費及び負債の借換えは対象外）
借入限度額	300万円
貸付金利	0.10%（令和2年3月13日現在）6年目以降は1.4%
償還期限	7年以内（うち据置期間3年以内）

※ 貸付金利について、JA系統についてはJAグループ宮崎の負担により無利子となる予定

(3) 指定の考え方

新型コロナウイルス感染症により、花きを始めとした農畜産物全般に影響が生じており、農家経営への支障が懸念される。

価格低下や需要減など、今後も感染拡大により生じる様々な影響に対し、迅速かつ弾力的に対応していくため、「部長特認」で事象指定を行う。

(4) 指定期間

令和2年3月13日から令和2年3月31日まで

※ 令和2年度も「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を指定期間として継続指定予定

(5) 融資枠

令和元年度融資枠：2億円（3月13日現在：融資枠残112,000千円）

令和2年度融資枠：2億円

(参考) 国の新型コロナウイルス緊急対応策 (第2弾)

農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げに加え、実質無利子化、実質無担保等での貸付を行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資する。

支援内容	支援の内容・対応事業等
貸付利子の5年間実質無利子化	■貸付当初5年間実質無利子化 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成資金、農業近代化資金、漁業近代化資金
保証料の5年間免除	■農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除 農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金
関係金融機関への要請	■新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予
貸付限度額の引上げ	■農林漁業セーフティネット資金 600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12
実質無担保化	■実質無担保等での貸付け 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成資金 ■農業信用基金協会等の実質無担保等での債務保証引き受け 農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金